

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.2

【根拠条文】 法第27条の25第1項及び第2項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 合同会社アクアマリン  
代表社員 一般社団法人アクアマリンホールディングス  
職務執行者 本郷 雅和

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

【報告義務発生日】 令和3年7月30日

【提出日】 令和3年8月5日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の減少  
株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ウェルス・マネジメント株式会社
証券コード	3772
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	合同会社アクアマリン
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成28年8月1日
代表者氏名	一般社団法人アクアマリンホールディングス 職務執行者 本郷 雅和
代表者役職	代表社員
事業内容	1. 金銭債権の取得、保有及び処分 2. 信託受益権の取得、保有及び処分 3. 有価証券の取得、保有及び処分 4. 一般社団法人、特定目的会社その他の法人への出資、その他の持分の取得、保有及び処分 5. その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する業務

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京共同会計事務所 瀬野 尚子
電話番号	03-5219-8639

## (2)【保有目的】

純投資
-----

## (3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。
-------------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	0		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 0	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		0
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年7月30日現在）	V	8,526,200
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		32.01

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
令和3年7月 30日	普通株式	2,729,600	32.01	市場外	処分	サムティ株式 会社	1,440

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、令和3年5月25日付でサムティ株式会社（以下「買主」といいます）との間で提出者が保有する発行者の普通株式2,729,600株を買主に譲渡する旨の株式売買契約を締結いたしました。当該株式譲渡は、当該株式譲渡の実行のために必要とされる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく事前届出その他の手続が適法かつ有効に完了していること等、一定の条件が成就していることを前提としておりましたが、当該条件が成就し実行されました。

また、株式売買契約締結日から当該普通株式の振替手続が完了する日までの間の日を基準日として、発行者が株主総会を開催する場合は、提出者は、買主の指示に従い、当該株主総会に関して、当該普通株式に係る議決権その他の株主権を行使します。さらに、提出者は、受渡日から当該普通株式の振替手続が完了する日までの間、当該普通株式の名義上の株主であることに基づく権利を一切行使せず（ただし、買主の指示がある場合は、その指示に従い、当該権利を行使し）、また、買主に対し、受渡日以降に当該普通株式の名義上の株主であることにより発行者から受領した一切の権利、利益等（ただし、株式売買契約締結日以降の日を基準日とするものに限り、）をその受領後速やかに移転します。

なお、提出者は、当該普通株式を匿名組合契約に基づいて匿名組合の営業者として保有しておりました。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地